

# 台風等に対する非常措置についてのお知らせ（改訂版）

本市においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置をとることが定められておりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

## 記

### 1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時00分）から始業（給食は中止）
  - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

### 2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
  - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時35分）から始業
  - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時00分）から始業（給食は中止）
  - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

### 3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

### 4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

#### (1)水害の避難勧告等について

本校の校区である修学院第二学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。修学院第二学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。

#### (2)土砂災害の避難勧告について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていないため、学校所在地以外の校区内の学区（八瀬・上高野・修学院）に土砂災害の避難勧告等が発令された場合においては、通常通りの教育活動とします。

### 5 在校中に特別警報や暴風警報が発表された場合

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで学校待機とし、安全確認後下校させます。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて待機を継続いたします。

## 地震に対する非常措置についてのお知らせ

本市においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 記

#### 1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。

※学校所在の左京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱を観測した場合の措置です。

※下校・降園後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校・園までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

#### 2 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

直ちに臨時休業とした上で、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまで、学校に待機とします。帰宅については、年度当初に記入いただきました引渡しカードに従い、保護者への引き渡し帰宅とします。

#### 3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。